公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したもの
公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの
公職の候補者の何人	賛否
公職の候補者のいずれに対して○の記号	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して○の記号を記載したか

第二百十四条の五第一項の表第四十八条第一項の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第四十八条第二項の項中「当該選挙人が指示する」を削り、「当該選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第二号の項を次のように改める。

第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに

第二百十四条の五第一項の表第六十八条第一項第六号及び第七号の項中「広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第六十八条第一項第八号の項中「の何人」の下に「を記載したか」を加え、「のいずれか又は何人」を削り、同表第二百三十七条の二第一項の項を次のように改める。

第二百三十七条の二第一項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して	賛否又は
	指示する	指示に従い

第二百十四条の五第一項の表第二百三十七条の二第二項の項中「選挙人の指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百五十五条第一項の項及び第二百五十五条第三項の項中「選挙人が指示する」を削り、「選挙人の賛否の指示に従つて広域連合の議会の議員の氏名」を「賛否」に改め、同表第二百六十三条の項を削る。

第二百十五条第一項を次のように改める。

地方自治法第二百九十一条の六第一項の規定により、広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。以下この条から第二百十五条の五までにおいて同じ。）の解職の請求に同法第二編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十一条第二項において準用する第七十四条第五項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
普通地方公共団体の選挙管理委員会		広域連合の選挙管理委員会

第八十一条第二項において準用する第七十四条の二第七項及び第十項	都道府県の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会
第八十一条第二項において準用する第七十六条第三項	選挙人	広域連合の選挙人
第八十一条第一項	普通地方公共団体の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会
第八十二条第二項	前条第二項	第二百九十一条の六第一項において準用する第七十六条第三項
	普通地方公共団体の長及び議会の議長	広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）及び議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の長の投票により当該広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）を選挙する広域連合を組織する地方公共団体の長

第二百十五条の二の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、」を「及び指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

第二百十五条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十五条の三中「（公職選挙法第六十八条第一項第二号及び第六号ただし書に関する部分を除く。）」を削る。